

「小栗忠順ゆかりの地 横須賀」ロゴマーク Q&A（よくある質問）

Q1. ロゴマークの使用は有料ですか？

A1. 原則として無料ですが、営利目的（ビジネス）での使用は有料となります。

・無料（一般利用）： 地域団体や市民団体の活動、報道機関、市内の非営利イベントなど。

・有料（商用利用）： 商品の販売、店舗の集客チラシ、企業の広告宣伝など。

※商用利用でも、市外への高いプロモーション効果が認められる場合は、使用料が免除される仕組みがあります（Q7 参照）。

Q2. どのような場合に「商用利用（有料）」になりますか？

A2. 主に以下の 2 つのパターンが対象です。

・物品販売： ロゴを印字したお菓子、T シャツ、雑貨などの販売。

・集客、宣伝： 営利企業が作成するチラシ、店頭 POP、看板、ホームページへの掲載。

（例：飲食店の「大河ドラマ放送記念メニュー」のチラシにロゴを掲載する場合などは有料となります）

Q3. 商用利用の使用料はいくらですか？

A3. 事業者の規模や所在地によって異なります。

1 回の申請で 5 商品（または 5 媒体）まで使用可能です。

・市内小規模事業者： 10,000 円

・市内一般事業者： 30,000 円

・市外事業者： 60,000 円

※「市内事業者」とは、横須賀市内に本社または主たる事業所を有する事業者を指します。

※「小規模事業者」とは、中小企業基本法における小規模事業者を指します。

Q4. 地域を盛り上げるために、店頭や店内でロゴマークを掲示する場合、直接的に利益にはつながらないが、この場合も有料ですか？

A4. 特定の商品やサービスへの誘導でなければ一般利用（無料）となります。判断に迷う場合は一度お問い合わせください。

Q5. 承認を受けた商品の POP を作成したい。この場合は 1 媒体にカウントされますか？

A5. 承認された商品に関する POP やチラシなどで使用する場合は、媒体数にカウントしないこととします。なお、作成した内容については完成品報告フォームにて合わせてご報告をお願いします。

Q6. 旅行会社ですが、ツアーパンフレットへの掲載も有料ですか？

A6. 旅行パンフレットや、市外で広く配布される観光広告などで、横須賀市の魅力を全国に発信する高いプロモーション効果が認められる場合、使用料は「免除（無料）」となります。

申請時に、配布エリアや部数、企画内容がわかる資料を添付してください。協議会にて審査の上、免除の可否を決定します。

Q7. 旅行会社ですが、ツアーパンフレットへの掲載も有料ですか？

A7. 旅行パンフレットや、市外で広く配布される観光広告などで、横須賀市の魅力を全国に発信する高いプロモーション効果が認められる場合、使用料は「免除（無料）」となります。

申請時に、配布エリアや部数、企画内容がわかる資料を添付してください。協議会にて審査の上、免除の可否を決定します。

Q8. 申請から使用まで、どのくらい時間がかかりますか？

A8. Web フォームから申請いただいてから、通常 1 週間程度で承認およびデータ送付を行います。

ただし、商用利用（有料）の場合は、事務局から送付する請求書に基づき使用料をお支払いいただいた後のデータ送付となりますので、余裕を持って申請してください。

Q9. ロゴマークのデザインをアレンジしてもいいですか？

A9. デザインの改変（色の変更、縦横比の変更、他図形との重ね掛けなど）は原則として禁止です。配布する「ロゴマーク使用マニュアル」に従って、正しく表示してください。

Q10. 以前に一度承認を受けましたが、新しい商品にも使いたい。

A10. 商品や媒体を追加する場合は、改めて追加の申請が必要です。

商用利用の場合、1 回の申請につき 5 件（5 商品・5 媒体）までとなっております。それを超える場合は、別途 5 件ごとの申請と使用料が必要になります。

Q11. 完成した商品はどうすればいいですか？

A11. 商品が完成しましたら、現物の写真または PDF 資料を「完成報告フォーム」よりお送りください。

現物の寄贈は必要ありませんが、協議会の HP や SNS で「活用事例」としてご紹介させていただく場合がございます。